

申請事業主の方へ

障害者雇用助成金について

～ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金 ～

障害者を雇用する際には、作業施設・設備の改善や職場環境の整備、雇用管理制度の整備等を障害特性に応じて行うことにより、障害者各人の能力と適性を十分に引き出すことが重要となります。



障害者雇用助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき設けられた障害者雇用納付金制度として、障害者の雇入れや雇用の継続を行うために必要となる施設・設備の整備や雇用管理の整備等を行う事業主に対して、助成を通じて支援するものです。



障害者雇用助成金の種類

- ・ 障害者作業施設設置等助成金 ➡ 障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する
- ・ 障害者福祉施設設置等助成金 ➡ 障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する
- ・ 障害者介助等助成金 ➡ 障害者の介助または職場定着のための措置を実施する
(職場復帰支援、技能習得、職場介助者の配置、手話通訳者の配置、職場支援員 等)
- ・ 職場適応援助者助成金 ➡ 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を実施する (訪問型、企業在籍型)
- ・ 重度障害者等通勤対策助成金 ➡ 障害者の通勤を容易にするための措置を実施する
(住宅や駐車場の賃借、通勤用車両の購入、通勤援助 等)
- ・ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 ➡ 障害者を多数継続雇用する事業施設等の整備を実施する
- ・ 障害者能力開発助成金 ➡ 障害者に対して能力開発訓練を実施する (訓練施設の設置、運営費)
- ・ 障害者雇用相談援助助成金 ➡ 障害者の雇い入れや雇用継続のため必要な一連の雇用管理に関する援助を実施する

障害者雇用助成金を活用するために

- 障害者雇用助成金は、障害者雇用にかかる事業主の経済的負担の軽減のために、**働く環境の整備や障害者特性による課題の軽減などに対し支給されます。**
→『障害者を雇用すれば助成金がもらえる』という考え方ではなく、『障害者を雇用するにあたり、助成金を活用する』と、整理しましょう。
- 障害者の雇用の継続のため、**障害者個々の障害特性から生じる就労上の課題を克服するために、事業主としてどのような措置を実施するか**を検討してください。
- 支給するには、**助成金ごとの要件を満たすほか、申請期間内に適正に申請を行うことが必要です。**まずは早めに助成金窓口までご相談ください。
→認定申請、支給申請ともに申請期間が設定されています（助成金によっては、雇い入れ日から6か月以内等）
- **助成金の申請に際し、同意なく個人情報を利用することはできません。**個人情報の取り扱いには、十分注意しましょう。
→「個人情報の保護に関する法律」に従うとともに、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（厚生労働省策定）に準じた取扱いを行ってください。

各種助成金のパンフレット等のご案内

各種助成金パンフレット



機構ホームページ



パンフレットや各種助成金の申請様式は機構ホームページからダウンロードできます。

JEED 障害者助成金

検索

郵送または持参による申請・相談窓口

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
大分支部 高齢・障害者業務課

〒870-0131 大分県大分市皆春1483-1
大分職業能力開発促進センター内

 **097-522-7255**

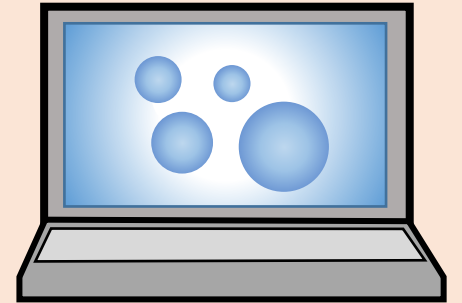
 <https://www.jeed.go.jp>

電子による申請 e-Gov電子申請サービス

 <https://shinsei.e-gov.go.jp>

e-Gov電子申請のメリット

- 窓口が閉まっても大丈夫
- どこからでも申請可能
- マイページで状況をすぐに確認
- パソコン上だけで手続きが完了



※詳しくはe-Gov電子申請サービス『初めてお使いの方へ』をご覧ください。

【ご案内】

- 作成した申請書・請求書は、郵送又は支部持参により提出するか、デジタル庁が運営する e-Gov電子申請サービスを利用して電子で提出 することが出来ます。
- 制度改正等により、申請様式や提出いただく書類が変更となっている場合があります。
機構のホームページから 最新の様式をダウンロードして申請をお願いします。
- 作成した申請書・請求書の 郵送の際は、簡易書留や特定記録郵便等の記録が残る方法で
お送りください。



ご清聴ありがとうございました